

平成21年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について
 (滋賀県の環境行政に関連する事務事業について)

【結果】

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
滋賀県環境行政 に関連する個別の 事務事業 1. 琵琶湖の環境保 全に関する事業 (2) 環境政策課 琵琶湖・淀川水 質保全機構運営費 補助金及び淡海環 境保全財団運営費 補助金	(a) 県の派遣職員の人件費を補助金で支出することの合 規性について(結果) 県が派遣職員の人件費を補助するためには、「公益 的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法 律(派遣法)」第6条第2項が例外規定と定める給与支給 可能業務に該当しなければならず、人件費を補助金で 支出することの合规性を説明する責任がある。	(環境政策課) 琵琶湖・淀川水質保全機構運営費補助金および淡海環境保全財団運営費 補助金は、派遣職員がそれぞれの財団において、県の委託事業や県との共 同事業、県の事業を補完・支援する業務の他、派遣先団体が実施する水質 浄化、琵琶湖の保全等の業務に従事させるために支出していたもので、県 の事業の効果的な実施に貢献していることから、派遣法で例外的に支給が できるものと考えています。 このため、平成22年度より、これまでの補助金から、派遣職員の給与を 県が直接支払う形による支援に変更しています。
UNEP支援財団運 営費補助金	(a) I L E Cの財務状態及び経営状況の把握について (結果) I L E Cの計算書類の各数値について根拠資料等を 積極的に確認するとともに実地調査の結果を入手して 計算書類の各数値の正確性について検討し、財政状態 及び経営状況を把握したうえで、主管課として指導及 び助言責任を果たすべきである。	(環境政策課) 県で定めている指定出資法人の経営評価に係る要領に沿って経営状況を 把握するとともに、経営評価シートを作成し、評価結果に基づき助言を行 いました。

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>(5) 下水道課 日本下水道事業団に対する補助金について</p>	<p>(a)日本下水道事業団に対する補助金の事務手続の合規性について(結果)</p> <p>一般的な補助金では、補助要綱が整備され、補助対象経費が明確にされ、剰余金が生じた場合は精算を行うことが通常であるが、県においては同事業団に対する補助金についての補助要綱はなく、合わせて補助対象経費も明確にされていない。</p> <p>補助金支出の必要性を検討し、その必要性がある場合にも、補助要綱の整備、補助対象経費の明確化、補助金精算のルール化をすべきである。</p>	<p>(下水道課)</p> <p>当該補助金の負担ルールについては、当初に国と全国知事会、全国市長会等の協議により決定(国3/6、都道府県2/6、市町村1/6)されており、県負担分は全ての都道府県が1/47つつ均等に支出しています。</p> <p>このため、負担金的な補助金として、これまでは補助金交付要綱を整備せず、滋賀県補助金等交付規則に基づき事務手続をしてきましたが、監査の指摘を踏まえて平成22年度より補助金交付要綱を整備し、規則および要綱に基づき事務手続を進めることとしました。</p>
<p>3. その他県環境行政に関連する事業 (1) 循環社会推進課 環境事業公社等 事業促進事業</p>	<p>(a)公社に対する公共関与への情報の積極的かつ適時な開示について(結果)</p> <p>県の計画では経営改革プラン(中期経営計画)の策定が行政経営改革委員会の提言より1年程度遅れることになり、スピード感に欠けることは否めない。</p> <p>県は、抜本的な経営見直しを要請されている公社の経営基盤の確立に多額の税金を投入する以上、公社に対する財政支援の方法とその時期並びに限度について早急にとりまとめ、県民に対して適時に、かつ、わかりやすく公表する必要がある。</p>	<p>(循環社会推進課)</p> <p>クリーンセンター滋賀は、県内唯一の産業廃棄物管理型処分場であり、廃棄物の適正処理や企業誘致のための産業基盤の確保、さらには大規模災害時の対応などの観点から、本県にとって必要不可欠な施設であり、合理的かつ持続可能な経営計画を作成する必要があると考えています。</p> <p>このため、専門的な観点からの意見の聴取が必要と考え、外部有識者による検討委員会を設置し、3月28日に報告を受けたところです。この報告を踏まえ、県としての経営改革方針を速やかに策定することとしています。</p> <p>公社においては、県の方針、ならびに開業後3年の搬入実績を踏まえ、平成23年度中に中期経営計画を作成することとしています。</p> <p>検討委員会における議論の経過や検討結果(報告書)について、既にホームページ等で公表しているところであり、今後策定する県の経営改革方針に関する情報についても、適時にできる限り分かりやすく公表していきます。</p>

【意見】

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>滋賀県環境行政に関連する全般的事項</p> <p>1. 滋賀県の環境行政にかかる事業の達成状況に関する監査の結果及び意見</p> <p>(1) 事業の費用対効果分析とその活用について</p> <p>事業の選択と予算の編成における費用対効果分析手法の活用について</p>	<p>(a) 事業の選択と予算編成における費用対効果分析手法の活用について（意見）</p> <p>県の環境行政に関連する施策目的を達成するための最適な事業を選択する判断材料として、主な事務事業ごとに成果指標を設定し、その達成状況を可能な限り客観的なデータに基づき評価する。</p> <p>そして、その結果について事業間の費用対効果を中心に、必要性や緊急性等を分析したうえで、最適な事業の選択と次年度の事業予算に反映させるなどの工夫をすることが今後の検討課題と考える。</p>	<p>(環境政策課)</p> <p>これまでから、組織目標や、行政サービスの「値札」表示など、成果指標の設定・費用対効果の分析に努めてきました。</p> <p>また、今年度の予算編成過程においては、新たな基本構想の実現に向けた8つの重点プロジェクトに沿って、必要性や緊急性等を勘案し、重点的に取り組む事業の選択を行いました。</p> <p>今後とも、指摘の趣旨を踏まえ、現行の予算編成方法の中で工夫をしたいと考えています。</p>
<p>2. 県の環境行政の総括管理に関する監査の結果及び意見</p> <p>(1) 「滋賀県環境総合計画」と個別計画との連携について</p>	<p>(a) 環境関連の計画の調整機能の強化について（意見）</p> <p>第三次滋賀県環境総合計画は、平成25年度を目標とした数値指標を定めているが、22年度目標と25年度目標が同数値のものや具体的な改善幅の記載のないものが多くを占めており、この原因の一つとして、県の計画の期間のずれがあると考えられる。</p> <p>全庁的な環境政策の調整機能を果たしている環境政策課は、環境政策の主要分野について、所管課と協議し、県全体の環境関連計画の改定時期及び内容の調整を行って湖国環境保全推進会議において審議する必要がある。</p>	<p>(環境政策課)</p> <p>環境総合計画と個別計画の目指す方向性が異なることのないよう、環境総合計画の改定にあたっては、湖国環境保全推進会議を通じて改定の基本的な考え方を示すとともに、数値指標の目標値設定の考え方なども具体的に示したうえで、関係各課とも協議の上改定作業を進めてきました。</p> <p>平成22年度に改定された個別計画は、環境総合計画の考え方に沿って改定されるよう整合性を図るための調整を行いました。今後も湖国環境保全推進会議における議論を通じて、整合性の確保を図っていきます。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>滋賀県環境行政に関連する個別の事務事業</p> <p>1. 琵琶湖の環境保全に関する事業</p> <p>(1) 全般</p> <p>琵琶湖水政に関する総合調整機能について</p>	<p>(a) 琵琶湖水政関連各課における情報共有の強化、琵琶湖水政対策本部における予算編成の基本となる年度方針の策定について（意見）</p> <p>琵琶湖水政施策の総合的かつ一元的な推進を図るためには、琵琶湖水政対策本部として、以下の機能を果たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道普及率やヨシ帯回復面積等の各事業における目標の達成状況を整理し、関係課間で共有する。 ・ 目標の達成状況に加えて琵琶湖の水質改善状況の成果や県民ニーズを考慮し、事業の優先順位について協議する。 ・ 県全体の予算編成方針とあわせて、次年度の琵琶湖水政施策の基本方針を決定する。 <p>この機能を琵琶湖水政対策本部が果たすことが最も適切であるが、琵琶湖総合保全整備計画推進部会がすでに計画を立案し推進していることを考慮すると、まずはこの部会においてこの機能を果たすことも一つの方法と考える。</p>	<p>(琵琶湖政策課)</p> <p>現在、琵琶湖水政対策本部の琵琶湖総合保全整備計画推進部会、琵琶湖淀川流域自治推進部会および琵琶湖流域治水推進部会の各部会において、関連事業の進捗状況の把握や事業間の総合調整を図っているところです。</p> <p>今後は、琵琶湖総合保全整備計画推進部会において改訂作業を進めているマザーレイク21計画第2期計画に基づき、下水道普及率など県の施策（事業）の進捗状況と琵琶湖のヨシの面積など環境や社会の状況を示す指標や、重点的に取り組む事業を設定し、目標達成の度合いを関係課間で共有していきます。</p> <p>また、計画の実施にあたって、他の計画との整合を図り、部局横断的な進行管理を行いながら、順応的管理の視点のもと、連携・調整を行うことで、琵琶湖水政施策の総合的かつ一元的な推進を図っていきます。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>琵琶湖水政に関する効果の算定～県共通の考え方の策定について</p>	<p>(a) 琵琶湖水政関連事業の便益に関する県としての考え方の整備について（意見）</p> <p>限られた予算をより効果的に配分するための判断資料のひとつとして、事業の金額換算された便益額と費用との比率がある。</p> <p>琵琶湖水政関連事業で整合のとれた便益を算定できるようにするために、以下のことを検討することが必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便益算定の手法について、いくつかの手法の中から優先的な手法を決定する。 ・ 効果の算定に用いる代替財について標準的な算定結果を整備する。 <p>琵琶湖水政関連事業は多岐の分野にわたっており、分野ごとに算定することが必要と考える。まずは便益算定の事例を整理し、その中から最も適切な例を選択する等、順次整備していくことが考えられる。</p>	<p>(琵琶湖政策課)</p> <p>琵琶湖水政関連事業は、社会情勢や県民からの要請に応える形で実施しており、それぞれ事業実施の目的・趣旨や前提条件等が異なります。</p> <p>それぞれの事業が複合的に関連していることや、事業の便益が金額換算できないものが多くあることから、こうした事業について標準的な算定手法を整備して統一的に評価し、その結果を予算配分の判断資料とすることは、困難と考えます。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
琵琶湖水政に関する情報の開示について	<p>(a) 琵琶湖水政関連事業の開示方法の改善、及び開示の継続について（意見）</p> <p>県民が琵琶湖の価値は自分たちにとってどれほどのものであるかを考え、それに見合う資金が投下されているかを判断できる情報を開示することが重要と考える。</p> <p>琵琶湖水政関連事業予算については、以下の情報を区分して開示を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の事業目的を持つ事業について、事業費が重複しないよう整理する。 ・ 県が環境政策を実施するために戦略的に実施している事業と、副次的に環境改善効果のある事業とを区分して開示する。 	<p>(琵琶湖政策課)</p> <p>実際の予算規模が判断できる情報開示が必要であると考えますので、平成22年度、23年度の琵琶湖水政関連予算額について、重複のない、純額としての予算額を県ホームページにおいて開示しました。</p> <p>琵琶湖水政関連事業は様々な分野にわたっており、戦略的に実施している事業と副次的に環境改善効果のある事業という区分の仕方が適切とは思われませんが、関連事業予算の開示に当たっては、水質保全などの事業の目的ごとに区分するなど、わかりやすく工夫して開示しました。</p>
(2) 環境政策課 UNEP支援財団運営費補助金	<p>(b) 今後の財政支援の方針について（意見）</p> <p>平成16年度から毎年、施設の維持管理及び共同事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、UNEPセンター協力基金が取り崩されている。</p> <p>現在そのままUNEPセンター協力基金を取り崩していくと21年間で枯渇すると考えられるため、このままではILECがUNEP/IETC支援機関として持続可能な経営を実現することは困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、UNEPセンター協力基金の具体的な支出計画を作成するための助言を行うなど、今後のILECへの財政基盤の確立について助言すべきである。 	<p>(環境政策課)</p> <p>財団により策定された中期経営改革方針に沿った経営努力がされるよう必要な助言等を行うとともに、県が平成21年12月に策定した「外郭団体および公の施設見直し計画」に掲げた方針に沿って助言等を行った結果、受託収入や運用収入の確保により基金の取り崩し額を縮小することができました。</p> <p>また、今後、公益法人化に向けた諸手続を進めるとともに、ILECがUNEPとの新たな事業を展開することによる収入の確保など、財政基盤の確立に向けた助言を行っていきます。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>(3) 水政課 統合的流域管理 に関する調査・検 討事業</p>	<p>(b)マザーレイク21計画に係る所管課の組織的な連携について(意見)</p> <p>県は、琵琶湖の総合保全や琵琶湖淀川流域の再生を効率的・効果的に進めるため、下流自治体との意見調整を適切に行う必要がある。 そのためには、水政課と琵琶湖再生課が一体的かつ効率的に活動することにより、効率的な事業を推進することが可能となると思料される。</p> <p>このような観点から、両課の統合を含めた組織をあり方を検討することが望まれる。</p>	<p>(琵琶湖政策課)</p> <p>マザーレイク21計画第2期計画のスタートにあたり、琵琶湖保全政策と水資源政策などの水政策の総合的な企画調整機能を一元化し、琵琶湖の総合保全に集中的、一体的に取り組めるよう、水政課と琵琶湖再生課を再編・統合し、琵琶湖政策課を設置しました。</p> <p>今後は琵琶湖政策課において、琵琶湖水政対策本部と併せて琵琶湖総合保全整備計画推進部会の事務局を担当するなど、一体的かつ効率的に琵琶湖水政関連事業を推進していきます。</p>
<p>(4) 琵琶湖再生課 早崎内湖再生検 討事業</p>	<p>(a)総事業費の公表について(意見)</p> <p>早崎内湖再生計画案には目標像と具体的指標(期待される効果)を示されているが、総事業費については述べていない。</p> <p>現在、調査がほぼ終了し、事業計画策定に着手した段階であり、総事業費の算定が困難であったことには合理性がある。</p> <p>しかし、確定した総事業費の算定は困難でも、いくつかの想定シナリオに基づき判断の参考となる情報の提供は可能であり、できるだけ早い時期に情報提供すべきと考える。</p>	<p>(琵琶湖政策課)</p> <p>早崎内湖再生計画案をもとに実現可能な計画とするため、平成20年度より測量調査と基本設計を実施し、法制度上の問題や技術的な課題、財政上の見直しなどを検討しており、今後、実施計画を作成することとしております。</p> <p>現段階では、仮に総事業費を算定したとしても、精度が低く判断できる材料とはならず、無用な混乱を招く恐れがあります。</p> <p>なお、実施計画の作成に当たっては、早崎内湖再生(自然再生)計画における未来予測の不確実性を認め、事業実施においては継続的なモニタリング、その評価と検証によって、随時、計画の見直しと修正を行い進めていく順応的管理手法を用いるとともに段階施工による経済的で適正な施工計画を現在検討しております。</p> <p>今後、国等の支援の状況などを見極め、地元との協議や長浜市等との調整などを行い現実的に一歩踏み出せる形を見出しつつ、総事業費等の情報を適宜開示を行っていくこととしております。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>外来魚回収業務について</p>	<p>(a)普及啓発活動に係る効果測定の実施について (意見)</p> <p>厳しい財政事情の下、平成15年度からのありがとう券・ひろめよう券事業は平成19年度をもって廃止され、現在は予算を極力抑えながらも効果的な普及啓発活動を実施している。</p> <p>しかしながら、ありがとう券をひろめよう券として継続してきたことや、19年度における事業の見直しの検討過程が明確でない。</p> <p>県民の意識調査など効果測定の結果を分析し、計画どおりに効果が得られなかった場合は計画を見直すとともに、計画よりも高い効果が得られた場合は普及啓発活動の実施期間を短縮することを検討する必要がある。</p> <p>見直し検討の過程について、予算見積書では意思決定の検討過程が記録として残されていない。</p> <p>検討の結果だけでなく、どのような判断を行った結果このような意思決定になったかについて県民への説明責任を果たせるよう、検討過程も記録しておく必要がある。</p>	<p>(琵琶湖政策課琵琶湖レジャー対策室)</p> <p>県民への啓発に係る効果測定については、意識調査を数年ごとに行い、条例の浸透の把握に努めており、昨年7月に県政モニターを対象に「琵琶湖ルール普及状況調査」を実施しましたところ、その結果は次のとおりでした。</p> <p>外来魚の再放流禁止を知っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・98% 外来魚回収ボックス、いけすの設置を知っている・・・・・・・・・・90% 県が外来魚駆除釣り大会を開催していることを知っている・・80%</p> <p>調査結果から、今後とも県主催の釣り大会の開催や外来魚駆除協力隊による釣り大会の支援(竿の無料貸出)などの少額予算で実践的な啓発ができる事業を長期的に継続することとしています。</p> <p>先の見直し検討では、厳しい財政事情の下で、財政改革プログラムに基づき、県全体の予算の見直し作業として行ったものです。</p> <p>今後は、行財政改革に向けた事業見直しにおいて、庁内共通の様式による見直し結果と理由を記録することとなりました。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>外来魚回収業務について</p>	<p>(b)外来魚回収業務委託の内容の見直しの検討について (意見)</p> <p>平成20年度の委託料5,640千円は、平成19年度にひろめよう券事業を廃止したことに伴い、本来その回収費用分である1,786千円の減少が見られるはずであるが、560千円の減少に留まっている。</p> <p>県によると、外来魚回収業務は、外来魚を回収し農業により資源の活用を図るとともに、障害者共同作業所における新たな授産事業を開拓し、障害者雇用を促進することを目的として始まった事業である。</p> <p>日数の削減を行うことで、障害者雇用の確保ができなくなると、環境、福祉、農業という3つの柱のうち1つが崩れることになり、日数の削減ひいては委託料の削減は困難と考えるとのことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収いけすの回収量が増加するよう引続き啓発活動を行うこと。 ・ 業務を遂行するために必要な日数を設定し、適切な委託料を積算すべきである。 	<p>(琵琶湖政策課琵琶湖レジャー対策室)</p> <p>回収いけすの回収量については、いけすの位置を目立たせるようのぼり旗の設置やフロートカバーの着色をしたほか、定期的に網を補修するなどメンテナンスにも力を入れた結果、平成21年度に約1.6トンであった回収量が平成22年度では約3.1トンまで増加しました。</p> <p>回収量からみると、回収日数は多いように見えるが、釣り上げた外来魚は傷ついており、これが死んだ場合には1～2日で腐敗が進むことから、悪臭対策等のためからも、回収日数を減らすことは難しいと考えます。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>(5) 下水道課 日本下水道事業 団に対する補助金 について</p>	<p>(b)日本下水道事業団に対する補助金の必要性について (意見)</p> <p>事業団の貸借対照表では、事業団全体で100億円を超える剰余金が計上されている。その剰余金発生の原資が自治体に対する委託事業等によるものであるため、県を含む自治体から同事業団に対する補助金を支出する必要性を検討することが望まれる。</p> <p>このことが、県で対処できない問題であるならば上記と同様の申し入れなどの対応を行うことが望まれる。</p>	<p>(下水道課)</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、自治体からの補助金の必要性について再検討されるよう下水道事業団に申し入れを行いました。</p>
<p>下水道事業における温暖化対策について</p>	<p>(a)下水道事業の便益への温室効果ガス削減効果の算入、及び下水道事業全体の削減目標の設定について (意見)</p> <p>温暖化対策のためには、下水道の維持管理における省エネ対策と設備計画時の環境配慮が重要であり、下水道事業全体での削減目標・削減計画の策定が必要であると考える。</p>	<p>(下水道課)</p> <p>「滋賀県下水道中期ビジョン」では、下水道汚泥燃料化事業などにより、平成37年度を目標年度として無対策と比べて温室効果ガス11%の削減目標を設定しています。同ビジョン策定後は、5年後および10年後の目標達成を確実なものとするため、毎年度末の進行管理を予定しています。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>流域下水道事業特別会計への地方公営企業法の財務規定適用の必要性</p>	<p>(a)流域下水道事業特別会計の地方公営企業法の財務規定適用について（意見）</p> <p>各年ごとの歳入歳出を中心に記録する現在の会計方式の採用継続は、財務情報の透明性・客観性のみならず世代間負担の公平性や受益者負担の妥当性が把握しづらい。</p> <p>また、滋賀県におけるより正確な連結ベースの財務諸表作成のためにも、流域下水道事業特別会計への地方公営企業法の財務規定適用を早期に推進する必要がある。</p>	<p>(下水道課)</p> <p>平成21年12月に出された「地方公営企業会計制度研究会報告」に基づき現在国において、法改正等の検討が進められていることから、引き続き国の動向を注視し、法整備の状況を踏まえて対応していきたい。</p> <p>なお、県では計画的な資産管理の一環として資産評価の前提となる下水道資産の維持管理履歴等の整理に着手しています。</p>
<p>地方公営企業法の財務規定適用による消費税等の節税効果検討の必要性</p>	<p>(a)消費税等の節税効果検討の必要性について（意見）</p> <p>滋賀県流域下水道事業特別会計が地方公営企業法の財務規定を適用し、一般会計からの繰出金を「出資金」や「減価償却補助金」として受け入れる（消費税の確定申告を行う）ことにより、納税額の縮減もしくは税還付（節税）の効果が期待されることから、早期の財務規定適用を検討すべき。</p>	<p>(下水道課)</p> <p>国の法改正を踏まえ財務規定の適用を進める中で、所要の調整を進めることとしています。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>ストックマネジメント手法の導入推進について</p>	<p>(a)ストックマネジメントの取組みの早期化及び推進の強化と積極的な情報開示について（意見）</p> <p>ストックマネジメントガイドラインは策定済であるが、次のような課題が残されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PDCAサイクルにより、その精度を向上させる必要があること。 ・ ストックマネジメント運用上の課題として、ガイドラインに基づいて すでにとりまとめが行われている中長期再構築基本計画（案）の内容精査を行うこと。 ・ 平成24年度に向けて長寿命化計画を策定しなければならないこと。 <p>これらの課題に取り組むことは必要であるが、次回のガイドライン見直しは5年後とされているため、必要に応じて適時適切な見直しが必要である。</p>	<p>(下水道課)</p> <p>引き続きデータ取得による検討を積み重ねることにより、健全度評価をはじめとするストックマネジメントの精度向上に努めています。併せてガイドラインについても必要に応じて見直すこととしています。</p>
<p>下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金について</p>	<p>(a)補助金制度のあり方の再検討について（意見）</p> <p>同補助金については、以下の点で問題があると考え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例で当該補助金制度を設置することが明記されているわけではなく、補助要綱などにおいて補助期限の定めがあるわけでもない中で、25年を超える長期にわたって設置されている補助制度である。 ・ 補助金の額の算定が、維持管理費に3/10 を乗じて算定された額以内という当該補助率の根拠が不明確である。 <p>以上のことから、当該補助金の必要性、補助率の設定や補助期限など、当該補助金制度のあり方を再検討する必要があると考える。</p>	<p>(下水道課)</p> <p>昨年度は、次期行財政改革に向けた事業見直しの中で検証を行ないました。その結果、琵琶湖における富栄養化の防止を図るためには、流域下水道同様、公共下水道にあっても終末処理場における高度処理が必要であり、引き続き一定補助する必要があると判断したところです。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>(6) 琵琶湖環境科学研究センター 未利用資産の廃棄について</p>	<p>(a) 撤去の方針の設定について（意見）</p> <p>平成17年度の県環境審議会水環境部会の報告を受け、平成19年度以降、譲渡および撤去等により測定局の処分がされてきたが、未処分施設の撤去費用の試算は、最低でも41,192千円となり、将来負担が多額に発生することになる。</p> <p>遊休資産を保有していることで、河川局の草刈り等の維持管理費が年間480千円程度発生するため、中長期的な処分計画を定めることが望ましい。</p>	<p>(琵琶湖政策課)</p> <p>廃止が決定している局舎については、所属替えや譲渡も含め、順次処分する方針であり、年間維持管理費の削減にも努めているところですが、撤去費用を必要とすることから、早期の施設の処分は困難であるので、中長期的な視点で取り組んでまいります。</p>
<p>備品の管理方法について</p>	<p>(a) 重要物品以外の物品の現物確認について（意見）</p> <p>重要物品については年1回現物確認を実施することとなっているが、それ以外の備品については、現物確認を定期的実施する方針は特にない。</p> <p>多数の重要物品以外の備品を保有しているため、ローテーションで実施する等当センターで実施可能な方法を考え、計画的に現物確認を実施すべきである。また、今後適切に運用できるよう、現物確認のルールを明文化しておくことが望ましい。</p>	<p>(環境政策課)</p> <p>平成22年度より、年度毎に実施範囲を決めてローテーションで計画的に現物確認を実施しています。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>(7) 琵琶湖博物館 来館者数の推移 について</p>	<p>(a)立命館大学との共同研究を踏まえた来館者数の増加策について（意見）</p> <p>平成12年度に実施された立命館大学との共同研究の結果、経済的効果からみた琵琶湖博物館への政策提言がなされている。</p> <p>提言では、年間52万人の入館者を確保できれば、費用に見合う社会的還元ができ、逆に、目標来館者数を高く設定できない場合には運営コストを見直すべきと提言されている。</p> <p>現在、来館者数の分析にこの共同研究を利用していないが、費用対効果を分析した貴重な研究になっていると考える。当時の分析結果を現在の利用料で置き換え、来館者の目標数値を設定する際等に活用すべきである。</p>	<p>(環境政策課)</p> <p>この研究の政策提言も踏まえ、平成18年3月に「琵琶湖博物館広報・経営戦略」を策定し、年間50万人の来館者を目標に、リピーターの確保や新規客の開拓、運営コストの縮減に取り組んできたところです。</p> <p>さらに、開館20周年に当たる平成28年度を目標として、これまでの研究成果等を基に、展示の更新をはじめ、経営改善、施設改修等を行うこととしています。</p>
<p>指定管理者導入 について</p>	<p>(a)指定管理者導入の検討について（意見）</p> <p>現在、博物館の課題を解決する方法として、「外郭団体および公の施設見直し計画」の中に挙げられている以外に、指定管理者を導入すると、人件費の軽減やサービスの向上及び使用料収入の増加が期待できる。</p> <p>琵琶湖博物館の課題を解消する一つ的手段として指定管理者を導入を検討することが望ましい。</p>	<p>(環境政策課)</p> <p>琵琶湖博物館は、琵琶湖に対する総合的な理解を深めることにより、湖と人間のよりよい関係を築いていくことを目的に設置したもので、単なる展示だけでなく、研究・調査を基礎に置きながら、情報発信や資料整備、展示を総合的に行うことによって、それらの機能が一体的・継続的に発揮されることが不可欠と考えています。</p> <p>このため、研究・調査や資料整備等に学芸員等が直接携わることで、専門的な研究・調査等の継続性が確保されており、そのことで研究等の成果を展示に活かすことができると考えています。</p> <p>現在、26年度までを計画期間とした「公の施設見直し計画」に沿って見直しを進めているところであり、サービスの向上、管理運営経費の節減、収入増加等の方策について、運営改善の方向で見直しを進めています。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>水族収集・飼育管理について</p>	<p>(a)水族収集・飼育管理のノウハウの組織的蓄積について(意見)</p> <p>現在、水族収集・飼育管理委託は琵琶湖の生態系及び生物について知識を持つ業者が他にいないことを理由に随意契約で委託しているが、マニュアル化し、組織的にノウハウが蓄積されると競争原理を導入することも可能となる。</p> <p>随意契約は特定の業者が契約を独占するリスク等があるため、早急にノウハウを蓄積することが望ましい。</p>	<p>(環境政策課)</p> <p>平成22年度より、委託業者の決定にあたっては、これまでの業務の中で蓄積してきたノウハウをできる限り反映させた「委託業務仕様書」を作成し、一般競争入札を実施しております。</p>
<p>備品の管理方法について</p>	<p>(a)重要物品以外の物品の現物確認について(意見)</p> <p>重要物品については年1回現物確認を実施しているが、重要物品以外の備品については定期的に現物確認をする方針は特にない。</p> <p>多数の重要物品以外の備品を保有しているため、ローテーションで実施する等実施可能な方法を考え、計画的に現物確認を実施すべきである。また、今後適切に運用できるよう、現物確認のルールを明文化しておくことが望ましい。</p>	<p>(環境政策課)</p> <p>平成22年度より、年度毎に実施範囲を決めてローテーションで計画的に現物確認を実施しています。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>2. 地球温暖化対策に関連する事業</p> <p>(1) 全般</p> <p>温暖化対策に関する総合調整機能</p>	<p>(a) 地球温暖化対策推進本部における事業の統合・整理について（意見）</p> <p>地球温暖化対策推進本部の機能として「事業の統合・整理」についてどのように進めていくかを滋賀県地球温暖化対策推進本部において議論を深め、その果たすべき役割を発揮するとともに、推進本部に新たに設置した地球温暖化対策検討プロジェクトチームでも活発な議論を行う必要がある。</p>	<p>(温暖化対策課)</p> <p>県の地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ有機的に推進するために設置した地球温暖化対策推進本部、および検討プロジェクトチーム員会議等において、低炭素社会づくりに向けた施策等について全庁的、部局横断的に協議を進め、「低炭素社会実現のための行程表」を取りまとめたところであり、より効果的・効率的に事業を進める観点から、今後も事業の統合等の可能性も意識して議論を深めていきたいと考えています。</p>
<p>温暖化対策関連の事業予算について</p>	<p>(a) 温暖化対策関連予算の開示について（意見）</p> <p>脱温暖化のための事業を並列的に記載して開示することで、情報の受け手が温暖化対策のためだけに経費をかけると誤解する可能性があるため、少なくとも温暖化対策を主目的とする事業と、副次的に温暖化対策効果がある事業が識別できるように区分して情報開示することが必要である。</p>	<p>(温暖化対策課)</p> <p>温暖化対策関係予算を取りまとめる際に、環境・省エネ関係を主目的としない事業は予算額を明記しないなど、標記の方法の工夫を行った他、特に低炭素社会実現の重点テーマにかかる施策については、「低炭素型の交通体系の整備」「家庭での地球温暖化防止」「事業活動の低炭素化」の三つの柱に整理・区分して情報開示を行ったところであり、今後もさらに開示方法を工夫していきたいと考えています。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>温暖化対策関連の事業予算について</p>	<p>(b)温暖化対策関連の事業予算への取組みについて (意見)</p> <p>「持続可能な滋賀社会ビジョン」や「基本構想」で示している地球温暖化対策を推進していくために、十分な予算が確保されているとはいえない。引き続き厳しい財政状況ではあるが、県民、市町村、民間企業、NGO・NPOなどのステークホルダーから最大限の協力が得られるように努める必要がある。</p> <p>さらに、2030年に温室効果ガスを1990年比50%削減するという目標の実現に向けた取組みに見合った予算配分となるように、滋賀県地球温暖化対策推進本部が主導して予算確保に努めることが望まれる。</p>	<p>(温暖化対策課)</p> <p>平成22年度は、低炭素社会実現のための行程表づくりや条例の制定を進める過程で、84回に及ぶ意見交換会等を実施したところであり、県内事業者の他、県民フォーラムでは多くの県民やNPOに参加していただき、積極的な提言等を受け取ることができた。今後も低炭素社会づくりに向けた関係者間の合意形成が図られるよう意見交換等を重ね、あらゆる主体の参画による県あげての大きな動きへとつなげていきたいと考えています。</p> <p>平成23年度は基本構想の実現に向けた8つの重点テーマの一つとして「低炭素社会実現」を位置づけ、低炭素型の交通体系の整備に必要な予算が確保されるなど、各事業所管部局における施策の推進を図ってきたところですが、今後もさらに地球温暖化対策推進本部を中心として全庁的な議論を進めるとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例に基づいて策定する「推進計画」において今後数年間で部局横断により具体的に実施する施策・事業を明確にした上で、低炭素社会の実現に向け着実な実行を図っていききたいと考えています。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
(2) 環境政策課温暖化対策室 家庭CO2削減プログラム「みるエコおうみ」の推進事業	(a)事業の効率的・効果的な予算配分について（意見） 事業予算の確保が難しければ、滋賀県地球温暖化対策推進本部が調整機能を果たす必要がある。	(温暖化対策課) 温暖化対策推進本部は予算編成・調整の権限は有していませんが、今後本部としての役割をさらに果たしていく中で、事業推進に必要な調整に努めてまいります。
	(b)組織目標の自己評価と目標設定について（意見） 参加登録目標が5,000世帯に大きく満たない点を考え、課の評価の考え方を見直すとともに、目標設定については、家庭からのCO2排出量をどれだけ削減するかというアウトカム指標による目標も設定するなど、マネジメントを強化する必要がある。	(温暖化対策課) 組織目標の自己評価においては、「みるエコおうみ」の世帯数成果（アウトプット指標）のみに止まらず、家庭での太陽光発電の普及などの家庭部門全体でのCO2削減効果も含めたアウトカム指標について考えているところであり、「みるエコおうみ」を含めた、民間や市町において取り組まれている「環境家計簿」システム全体によるCO2削減の指標を検討して、マネジメントを進めていきたいと考えています。
	(c)「みるエコおうみ」事業の現状の実効性について（意見） 「みるエコおうみ」は、県が環境先進県でありつづけるための試金石となる事業とも考えられ、財政面も含め、当該事業成功のためのより積極的な取組が期待される。	(温暖化対策課) 「みるエコおうみ」について、平成22年度は、その取組の輪が広がるよう企業や団体・グループで活用していただくためのシステム改良を加えたところであり、この改良した機能を活かして企業や学校等との連携を図るとともに、メールマガジン等も活用した情報発信、啓発方法等の強化・拡大に取り組み、普及推進に努めたい。

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>地球温暖化防止活動推進センター委託費</p>	<p>(a)指定期間を定めた競争原理の導入について（意見）</p> <p>当該センターへの委託については、一の団体に随意契約で委託するよりも、競争原理を導入することが望ましい。県は、少なくとも地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進センターの指定においては指定期間を定め、また、指定機関が複数申請されるような情報を多角的に周知するなどの対応をすることにより、競争原理を導入することが可能となると考える。</p>	<p>(温暖化対策課)</p> <p>競争原理の導入は重要と考えており、他府県の事例も参考に今年度において公募を行い、平成24年4月の地球温暖化防止活動推進センターの指定を目指し、対応を図ることとしています。</p>
<p>3. その他県環境行政に関連する事業 (1) 循環社会推進課環境関連個別計画と「滋賀県環境総合計画」との連携について</p>	<p>(b)不法投棄の未然防止を目標とする指標の設定について（意見）</p> <p>不法投棄対策として、事案の早期解決を図ることは必要であるが、発生総量の削減や一定規模以上の事案の発生件数など、予防活動の便益を評価できる指標を設定する必要がある。</p>	<p>(循環社会推進課)</p> <p>本県の不法投棄対策については、監視指導員の配置や業者による委託パトロールの実施、さらには地域住民など多様な主体との協働を活かした総合的な監視通報体制を整備し、早期発見・早期対応・早期是正に取り組んでおり、最近の5年間をみても発生件数は年々減少してきています。</p> <p>これらの取り組みを指標化するため、「発生した事案の発生年度内解決率」の指標が効果的であり、平成22年度は80%を目標としました。</p>

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>環境事業公社等 事業促進事業</p>	<p>(b)公社の経営改革に係る外部の意見聴取について (意見)</p> <p>公社の抜本的な経営見直しについては、公社の理事会や県庁内部の検討だけでなく、公社の経営改革にかかる学識経験者や民間企業の経営者などの意見を聴取する必要がある。そして、外部の英知の結集を図りながら事業の休止等も含めた現実的な経営改革の手法を早期に検討すべきである。</p>	<p>(循環社会推進課)</p> <p>県が「経営改革方針」を策定するにあたっては、クリーンセンター滋賀の経営のあり方について幅広く検討する必要があることから、県では昨年度に外部有識者で構成される検討委員会を設置し、専門的かつ客観的な立場から議論をいただいたところです。その検討結果が本年3月に報告書としてとりまとめられたところであり、今後はこの報告内容を踏まえ、県としての経営改革方針を速やかに策定することとしています。</p>
<p>浄化槽設置推進 事業補助金</p>	<p>(a)協会に対する補助金の支出について(意見)</p> <p>(社)滋賀県生活環境事業協会の事業には、一定の公共性があることは異論がなく、また、県の支援なくして協会の経営が成り立っていないことも協会の財政状況から見て明らかである。</p> <p>しかし、県の支援は、補助金額の妥当性を説明することができるように、当初から県退職者の人件費を補助するのではなく、協会の経営計画に基づく自立的な運営を踏まえた上で、協会の運営経費とその自己収入から不足する金額積算し、当該金額を補助する方法にすべきである。</p> <p>協会は、県の外郭団体ではないが、県との関わり合いが強く、浄化槽の普及および適正な維持管理の推進のため、県と協会が連携協力していくことが求められる。このため、県は、協会との関係をより一層強化することを検討する必要がある。</p>	<p>(循環社会推進課)</p> <p>協会は、浄化槽法に規定する唯一の指定検査機関であり、同法に規定する法定検査の実施とともに、生活環境の保全と向上に関する正しい知識の普及や啓発、さらには浄化槽設置に係る適正な施工と維持管理などの指導等を行っており、極めて公共性・公益性の高い団体であり、これらの事業を検査手数料に加え、主に浄化槽関連企業からの会費と県からの補助金や委託金などの収入で実施しています。</p> <p>この補助金は、このような協会事業の公共性・公益性に着目して、その事業の運営経費について、円滑で効果的な執行を確保するために支出しているものです。</p> <p>今後、法定検査の受検率を向上させる取り組みを行うなかで、協会事業の公共性や公益性を説明するとともに、財政基盤の確立に向けて指導をしていきます。</p> <p>平成13年度に浄化槽法に基づく事務は市町に権限委譲されていますが、県は協会の行う普及啓発事業・研修事業を通じて、市町担当者のレベルアップを図るほか、状況に応じて市町への適切な助言・勧告を行っていくなど、県と市町と協会と密な連携を確保して、浄化槽の普及および適正な維持管理のさらなる推進を図っていきます。</p>

平成21年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 道路課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>滋賀県環境行政に関連する個別の事務事業 2.地球温暖化対策に関連する事業 (3)道路課 渋滞交差点の解消事業</p> <p>【CO2削減効果から見た道路事業について】</p> <p>125ページ</p>	<p>(a)CO2削減効果の検証・効果算定方法の見直しについて(意見) 渋滞交差点の解消事業については、これまで工事完了後の供用段階で実際のCO2削減効果を算定していないが、今後は計画していたCO2削減効果が本当に得られているのかを確認することが必要である。このため、5年ごとに実施する交通量センサスの確実な実施と、このデータに基づく定期的な測定のルール化を行うことが望まれる。 また、CO2削減量の算定にあたり平均走行速度ごとのCO2排出原単位は、現在、国の資料に記載されている平成12年のデータを利用しているが、年々販売される自動車の燃費が向上している点を考慮し、国から新しいデータが公表され次第見直し、原単位が実態と乖離しないように適切に見直すことが必要である。</p>	<p>交通センサスについては平成22年度に実施し、現在、国においてデータのとりまとめが行われている。平成22年度交通センサスの最終成果は秋頃に公表される予定であるので、公表された時点でそのデータを用いてCO2削減効果を算出する。 今後も交通センサスを確実に実施し、そのデータを用いてCO2削減効果を算出していく。</p> <p>CO2の排出原単位については国が公表している平成12年のデータを利用して、道路整備にかかるCO2削減効果を算出しているが、今後、新しいデータが公表された場合は、そのデータを用いて削減効果の見直しを行う。</p>
<p>126ページ</p>	<p>(b)道路事業選定ルールの地球温暖化対策視点を考慮した見直しについて(意見) (要旨のみ記載) 現状の道路事業評価基準は「基盤整備」を主目的として作成されたもので、副次的効果として位置付けているCO2削減を直ちに評価基準に反映させることは難しいと考える。しかし、県における「脱温暖化の取組み」の優先度が高まってきていることを考慮すると、単に渋滞対策プログラムの対象となっているというだけでなく、事業を選定するための事前評価にCO2削減の視点を加えることを検討する必要がある。 このため、既存の道路事業評価基準を見直す際には、県の温暖化対策の進展に対応させて、事業選定ルールに温暖化対策の視点を反映することが望ましい。</p>	<p>「滋賀県道路整備アクションプログラム」の策定にあたって、客観的評価マニュアルを定めて、「必要性」「走行改善効果」「進捗状況」「事業熟度」「地域特性」といった幅広い視点で事業の優先度を評価しているところであるが、客観的評価マニュアルについては、今年度、検証を行う予定である。その検証において、「CO2削減効果」の評価項目反映についても検討していきたい。</p>

平成21年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 流域政策局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>滋賀県環境行政に関連する個別の事務事業 1. 琵琶湖の環境保全に関する事業 (8) 河港課 環境関連の計画における指標の考え方について</p> <p>112ページ</p>	<p>(a)環境関連の計画における指標の設定基準の検討について(意見) 「多自然川づくりを取り入れた工事の延長(km)」という指標が環境の計画の指標として適切であったのかということである。</p>	<p>河川改修を実施するには多自然川づくりが基本となっており、これまでの指標は環境の計画の指標としてふさわしくないと判断し、平成21年度から25年度までの第三次環境総合計画では、琵琶湖岸の環境改善を示す指標に変更している。</p> <p>(参考) 第三次環境総合計画での数値指標 「人工湖岸を再自然化した累計延長」 H19実績 2,930m H25目標 3,800m</p>
<p>河港課の琵琶湖水政対策本部関連事業の便益の算定について</p> <p>62ページ～ 65ページ</p>	<p>(a)琵琶湖水政関連事業の便益に関する県としての考え方の整備について(意見) (琵琶湖水政全般への意見) 限られた予算をより効果的に配分するための判断資料のひとつとして、事業の金額換算された便益額と費用との比率がある。</p> <p>琵琶湖水政関連事業で整合のとれた便益を算定できるようにするために、以下のことを検討することが必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便益算定の手法について、いくつかの手法の中から優先的な手法を決定する。 ・効果の算定に用いる代替財について、標準的な算定結果を整備する。 <p>琵琶湖水政関連事業は多岐の分野にわたっており、分野ごとに算定することが必要と考える。まずは、便益算定の事例を整理し、その中から最も適切な例を選択するなど、順次整備していくことが考えられる。</p>	<p>(琵琶湖環境部の考え方) 琵琶湖水政関連事業は、社会情勢や県民からの要請に応える形で実施しており、それぞれ事業実施の目的・趣旨や前提条件等が異なっている。 それぞれの事業が複合的に関連していることや、事業の便益が金額換算できないものが多くあることから、こうした事業について標準的な算定手法を整備して統一的に評価し、その結果を予算配分の判断資料とすることは、困難と考える。</p> <p>(流域政策局の考え方) 琵琶湖水政関連事業は、水質改善という目的の他に、個々に異なる事業目的があることから、それぞれの事業にふさわしい便益算定を行うべきと考え、標準的な便益算定手法整備は困難であると考え。</p>